

○南伊豆地域清掃施設組合議会処務規程

南伊豆地域清掃施設組合議会訓令第3号

令和5年6月20日

(趣旨)

第1条 この訓令は、南伊豆地域清掃施設組合議会（以下「組合議会」という。）の事務処理等について必要な事項を定めるものとする。

(職の設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第4項の規定により、組合議会に書記長及び書記を置く。

(書記長及び書記の職務)

第3条 書記長は議長の命を受け、書記は上司の指揮を受けて、議会に関する事務に従事する。

(決裁の原則)

第4条 議長の権限に属する事務は、全て議長の決裁を経なければ執行することができない。ただし、議長は書記長に専決させることができる。

(専決事項)

第5条 書記長が専決できる事項は、南伊豆地域清掃施設組合事務決裁規則（令和5年南伊豆地域清掃施設組合規則第3号）の例による。

(文書)

第6条 組合議会が発する文書の記号は「南清施組議」とする。

2 前項に定めるもののほか、文書に関し必要な事項は、南伊豆地域清掃施設組合文書管理規程（令和5年南伊豆地域清掃施設組合訓令第3号）の例による。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、組合議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。